

隊友新聞平成30年10月号記事

## 社会保険の話(10)

### 年金保険その2

社会保険労務士 萩原米雄

前回に続き公的年金制度について話を進めていきます。

**Q 1** 自衛隊員の年金額の構成は、どうなっていますか？

**A** 年金制度は平成27年10月に改正されました。よって、平成27年9月までに自衛隊を退職した人とそれ以降に退職した人で異なります。

○ 平成27年9月以前の退職者は、自衛隊員であった時に加入していた共済年金(職域加算を含む)と再就職して加入した厚生年金及び国民年金の合計額が支給されます。

年金額 = 共済年金(職域加算を含む) + 厚生年金 + 国民年金

○ 平成27年10月以降の退職者は、自衛隊員であった時に加入していた第2号厚生年金と再就職して加入した第1号厚生年金及び国民年金の合計額が支給されます。なお、第2号厚生年金被保険者期間については、平成27年9月までの期間は、職域加算が支給されますが、平成27年10月以降の期間は、退職等年金給付が支給されることとなります。

年金額 = 第2号厚生年金(職域加算(27年9月以前) + 退職等年金給付(27年10月以降)を含む) + 第1号厚生年金 + 国民年金

**Q 2** 新たに設けられた退職等年金給付とは何ですか？

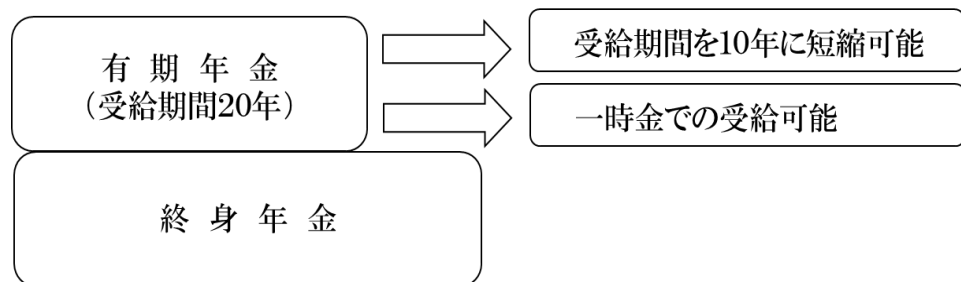
**A** 平成27年10月に被用者年金制度の一元化が行われ、国家公務員共済の年金制度にあった2階部分の年金は第2号厚生年金となり、3階部分の職域加算は廃止されました。この廃止された職域加算に代わって、27年10月から新たに設けられた制度が、退職等年金給付です。

**Q 3** 退職等年金給付について詳しく教えてください。

**A** 退職等年金給付の概要は、次の通りです。

- ① 積立方式による年金制度であり、職域加算と異なり保険料（保険料率は法定で労使併せて1.5%が上限）を払わなければなりません。
- ② モデル年金月額、標準報酬月額36万円、40年加入等の一定の前提で試算すると約1.8万円になります。
- ③ ②のモデル年金月額の半分は、原則として受給期間20年の有期年金ですが、受給期間を10年に短縮若しくは一時金での受給もできます。残りの半分は、終身年金です。
- ④ 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了しますが、有期年金部分の未支給部分は遺族に一時金として支給されます。

#### 【退職等年金給付のイメージ】



**Q 4** 年金を65歳よりも早くもらうことはできませんか？

**A** 老齢年金は、原則として65歳からの受給となりますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間で繰上げて受給することができます。しかしながら、繰上げ受給を請求した時点（月単位）に応じて年金は減額され、その減額は一生変わりませんので注意が必要です。

なお、減額率は、1か月当たり0.5%となっており、繰上げ請求月から65歳に達する日の前月までの月数に0.5%を乗じた率となります。よって、年金受給を5年間繰上げた場合は、年金が30%の減額となります。